

## 第4部 その他の災害対策編

その他の災害対策編では、火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害に係る予防計画、応急対策計画及び災害復旧・復興計画に関する事項を定める。

第1部 基本編

第2部 地震・津波編

第3部 風水害編

**第4部 その他の災害対策編**

資料編



## 第1節 火災対策計画

本節では、火災の発生における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減等を目的として、市及び消防機関が対処すべき対策について定める。

| 施策の体系        | 担当          |
|--------------|-------------|
| 第1 火災予防計画    | 消防本部、総務課（総） |
| 第2 火災応急対策計画  | 消防本部、総務課（総） |
| 第3 災害復旧・復興計画 | 関係各課        |

### 第1 火災予防計画（消防本部、総務課（総））

#### 1 消防力・消防体制等の拡充強化

市は、次の指導又は措置を講じ、消防力及び消防体制等の拡充強化を図る。

- (1) 消防教育訓練の充実強化  
教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
- (2) 自主防災組織の設置促進  
住民及び事業所等で構成する自主防災組織の設置を促進する。
- (3) 消防制度等の確立  
消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を促進する。
- (4) 消防体制の充実  
消防広域化の推進及び消防団の体制強化を図る。
- (5) 消防施設、設備の整備促進  
消防水利、消防車両等の整備促進を図る。

#### 2 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備、警報設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

また、春、秋の火災予防運動週間を通し、火を取り扱う施設及び器具等について、重点的な防火診断を促進する。

##### (1) 防火対象物に対する査察

###### ア 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

###### イ 旅館、娯楽施設

行楽期等における人出を考慮し、その時期前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

###### ウ 大型店舗、商店

年末年始等の人が込み合う時期に入る前に、消火設備、避難設備、防火管理体制等

を重点的に査察する。

エ 病院、社会福祉施設等の要配慮者施設

病院や社会福祉施設等については、入院患者や高齢者、児童、障がい者等災害時に特に配慮を要する要配慮者が利用、入院していることから、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

オ 危険物貯蔵所等

年間立入検査を通じ、施設の位置、構造、設備及び取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

(2) 一般住宅等

市は、住宅における火災の予防を推進するため、火災多発期の春季及び秋季における火災予防運動週間等を通じ、次に掲げる施策の実施に努める。

ア 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

イ 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

3 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置を図る。

(2) 消防無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備

市は、消防救急無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備を図る。

4 自衛消防隊の結成促進

市及び消防本部は、多数の者が出入りし、又は勤務する学校、ホテル、大型店舗、事業所等においては、自衛消防隊の結成を促進し、消防用設備等の取扱指導及び訓練実施を促進する。

5 火災に強いまちづくりの推進

市は、大規模火災に強い都市づくりを進めるため、国・県と連携し、都市公園等の公共空間の整備や市街地の再開発等による密集市街地の解消を推進する。

(1) 緊急避難場所、緑地の整備

市は、緊急避難場所の計画的な整備やオープンスペースの確保に努めるとともに、市街地における緑地等の整備により、延焼防止のための遮断帯の確保を図る。

(2) 避難等に配慮した道路の整備

市は、住民等が安全に避難できるよう、また、消防車両が火災現場に迅速に到着できるよう、十分な幅員を有する道路の整備を図る。

(3) 防火地域等の指定

市及び県は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのあ

る地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

#### (4) 都市の再開発の推進

市及び県は、土地区画整理事業や住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強い都市づくりを推進する。

## 第2 火災応急対策計画（消防本部、総務課（総））

### 1 火災警報等

市長は、消防法第22条の規定により、知事から市域を対象として、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が次のように火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令できる。

#### (1) 火災警報の発表

火災に関する警報は、おおむね次の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めるとき発令する。

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度50%以下となり、最大風速が10m/sをこえる見込みのとき

イ 平均風速が15m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき  
(降雨中は通報しないこともある。)

#### (2) 市長が行う警報等

市長は、沖縄気象台、その他の国の機関から災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する警報をしたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及びその他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 勤務体制

消防署は3交替24時間勤務体制とし、常に市内の火災発生時に備えて何時でも出動できるように待機の態勢を保つ。

#### (2) 初動措置

火災又はその他の災害が予測される警報が発令された場合、出動計画に基づき、出動し、火災防御にあたる。

また、非番員は直ちに現場又は定められた署に出動し、勤務に就く。

#### (3) 消防団員の態勢

消防団員は、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとるものとし、電話連絡等をもって出動する。

### 3 消火活動

#### (1) 情報収集

市及び消防本部は、速やかに火災の発生状況や被害状況等を収集・把握する。

#### (2) 消火活動

消防本部は、初動体制を確立するとともに、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

ア 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。

イ 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

(ア) 危険物貯蔵施設等

(イ) 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺

(ウ) 住宅等の密集地域に面する場所

#### (3) 応援要請

市及び消防本部は、火災が延焼拡大し、大火災に進展の様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援協定及び全国消防長会応援計画・受援計画等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

### 4 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者（消防吏員、消防団員、警察官）は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

## 第3 災害復旧・復興計画（関係各課）

火災による被災者の生活再建の支援、火災防止に配慮した施設の復旧等に関する活動等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

## 第2節 林野火災対策計画

本節では、林野火災に対する予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減等を目的として、市及び消防本部が対処すべき事項について定める。

| 施策の体系         | 担当         |
|---------------|------------|
| 第1 林野火災予防計画   | 消防本部       |
| 第2 林野火災応急対策計画 | 消防本部、農林水産課 |
| 第3 災害復旧・復興計画  | 関係各課       |

### 第1 林野火災予防計画（消防本部）

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多く、ひとたび林野火災が発生すると地理的条件や気象状況等によっては、その消防活動は極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が潜んでいる。

また、貴重な森林資源を焼失することになるため、林野火災防止については万全を期するものとし、隣接市町村消防本部及び関係機関と連絡を密にし、次の予防対策を推進する。

#### 1 林野火災対策

##### (1) 林野火災対策の推進

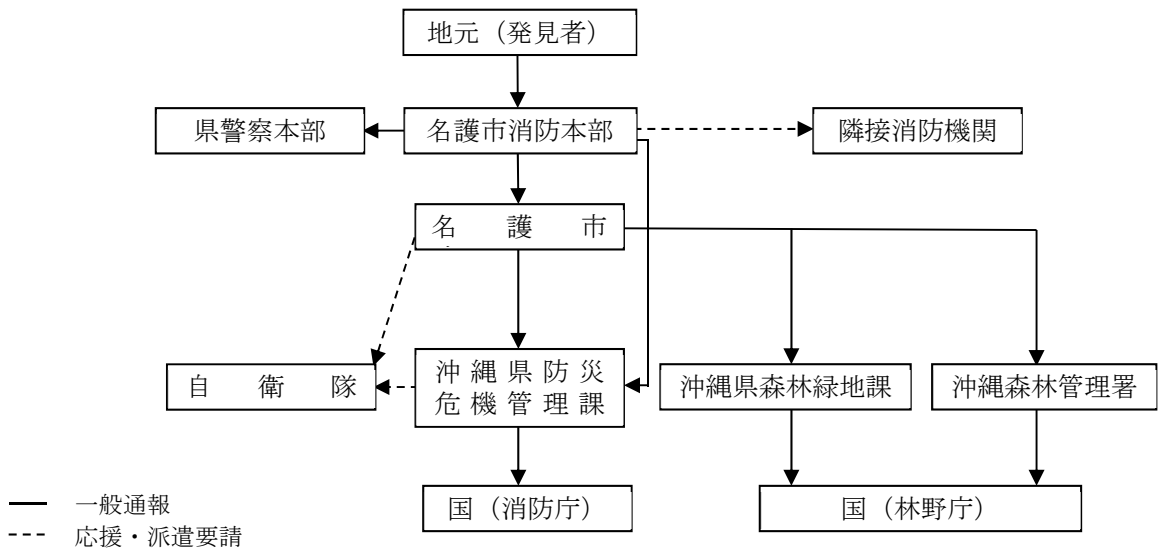
市及び消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

##### (2) 通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は次の連絡系統に従う。

なお、通報連絡は、できる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度を明らかにし、取り得る措置を確認する。

通報連絡系統図



(3) 市現地本部の設置

市及び消防本部は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害の現地において必要があると認めるときは、市現地本部を設置する。

2 林野巡視の強化

市及び消防本部は、林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、森林保全巡視を強化する。

3 防火対策

市及び消防本部は、地域の実態に即した林野の防火に努める。

4 林道網の整備

林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の消火作業の推進及び防火線としての役割も大きいことから、市及び消防本部は、その維持管理に努める。

5 出火防止対策

(1) 入山者への注意

市及び消防本部は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱、標板等の設置を図る。

(2) 火入れ等の指導

市及び消防本部は、農作業における焼払い等に起因する火災に対し、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥等における火気の取扱いについての指導を強化する。

(3) 森林法等に基づく規制措置の適正な実施

市及び消防本部は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。



(4) 火入れ中止等の指導

市及び消防本部は、火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

**6 林野火災対策用資機材の整備**

市及び消防本部は、林野火災対策用資機材の整備を図る。

**7 消防施設等の整備**

市及び消防本部は、消防庁が推進している林野火災特別地域対策事業の実施要件に基づき、当該事業の実施推進に努め、林野火災用の消防施設の計画的整備を図る。

## 第2 林野火災応急対策計画（消防本部、農林水産課）

### 1 消火活動

市は、林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

### 第3 災害復旧・復興計画（関係各課）

林野火災跡地の復旧や林野火災に強い森林づくりへの復興等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

## 第3節 危険物等災害対策計画

本節では、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び消防本部、関係機関が対処すべき事項について定める。

| 施策の体系           | 担当     |
|-----------------|--------|
| 第1 危険物等災害予防計画   | 消防本部、県 |
| 第2 危険物等災害応急対策計画 | 消防本部、県 |
| 第3 災害復旧・復興計画    | 関係各課   |

### 第1 危険物等災害予防計画（消防本部、県）

#### 1 危険物の定義

本節で扱う危険物は、次のとおりである。

#### 危険物の定義

|       |   |
|-------|---|
| 危険物   | 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するもの<br>（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等  |
| 高圧ガス  | 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定するもの<br>（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素等  |
| 毒物・劇物 | 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定するもの<br>（例）毒物：シアン化水素、シアン化ナトリウム、ヒ素、水銀、アジ化ナトリウム等<br>劇物：硫酸、塩化水素、ホルムアルデヒド、アンモニア等 |
| 火薬類   | 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定するもの<br>（例）火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）等                     |

#### 2 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

#### 3 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

#### 4 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

#### 5 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

##### (1) 火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### (2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### (3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

##### (4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

##### (5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的若しくは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

#### 6 化学消防機材の整備

市消防機関は、化学消防自動車等の配置整備を図り、また事業所における化学消化剤の備蓄を行わせる。

#### 7 毒物劇物災害予防

市は、県と協力し、災害時に毒物劇物が流出又は散逸するなどの不測の事態に備え、次の事項の徹底を図る。

##### (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

##### (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定

##### (3) 定期点検及び補修の実施

##### (4) 安全教育及び訓練の実施

##### (5) 事故対策組織の確立

## 8 火薬類災害予防

市は、火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、県警察本部、第十一管区海上保安本部、(一社)沖縄県火薬類保安協会等と連携を密にする。

## 第2 危険物等災害応急対策計画（消防本部、県）

### 1 災害情報の収集・連絡

市は、災害状況や被害状況等の情報を収集するとともに、必要に応じ、県及び関係機関に連絡する。

### 2 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2部地震・津波編 第2編「第1節 組織・配備計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

### 3 災害の拡大防止活動

市は、県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去を始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずるものとする。

### 4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

### 5 救助・救急、医療救護活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、第2部 地震・津波編 第2編「第11節 救出計画」の定めるところにより実施する。

また、医療救護活動については、同「第12節 医療救護活動」の定めるところにより実施する。

### 6 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 消防機関及び警察機関等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(2) 市は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

(3) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

## 7 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、市は、第2部 地震・津波編 第2編「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

## 8 広域応援要請

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、市は、第2部 地震・津波編 第2編「第6節 広域応援要請計画」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

## 第3 災害復旧・復興計画（関係各課）

危険物等災害による施設の復旧や被災者の生活再建の支援に関する活動等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

## 第4節 不発弾等災害対策計画

本節では、不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、住民等への不発弾等に関する防災知識の普及啓発や不発弾等処理体制等に関する事項について定める。

| 施策の体系           | 担当     |
|-----------------|--------|
| 第1 不発弾等災害予防計画   | 総務課（総） |
| 第2 不発弾等災害応急対策計画 | 総務課（総） |

### 第1 不発弾等災害予防計画（総務課（総））

#### 1 不発弾に関する防災知識の普及指導

##### （1）講習会

市は、県等が開催する講習会や研修に市職員や消防職員等を参加させ、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得させる。

##### （2）広報活動

市は、県等と連携しながら、住民等に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。

特に不発弾らしきものを発見した場合は、「さわらない、動かさない、警察に連絡する」の三原則を遵守するよう啓発を推進する。

#### 2 情報の収集

市は、不発弾等による災害を未然に防止するため、不発弾の埋没に関する情報の収集に努める。

#### 3 不発弾等の探査・発掘の推進

市は、県と連携し、不発弾埋没情報等による不発弾等の探査及び発掘を推進する。

#### 4 関係機関の協力体制の構築

不発弾等の処理に当たっては、市及び国・県、陸上自衛隊等の関係機関が協力して対処することになり、これらの関係機関においては、平時より連絡調整を密にするとともに、沖縄不発弾等対策協議会の効果的な運用により、不発弾処理の安全かつ円滑化を図る。

## 第2 不発弾等災害応急対策計画（総務課（総））

### 1 不発弾等の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね次の手順に基づき実施する。

#### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

##### ア 発見の届出

発見者は、最寄りの交番又は名護警察署に通報し、名護警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。ただし、発見者が、市へ連絡をしてきた場合は、市が名護警察署へ通報する。（海上も同様）

##### イ 処理の要請

県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。

##### ウ 撤去の計画

陸上自衛隊第15旅団（第101不発弾処理隊）は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

##### エ 保管

小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時的保管庫へ搬入する。

爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

##### オ 作業時の対策

信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

#### (ア) 処理計画の周知

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知する。なお、関係機関は責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にする。

#### (イ) 住民の避難

市及び名護警察署は、避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、住民を避難させる。

#### (ウ) 市現地本部

市は必要に応じ、市長を本部長とする市現地本部を設置する。

#### (2) 海中で発見される不発弾の処理

##### ア 通報と処理の要請

発見者は、名護海上保安署又は中城海上保安部へ通報し、それを受けて同部署又は第十一管区海上保安本部から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。

##### イ 撤去計画

沖縄水中処分隊が現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

##### ウ 搬入

危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 爆破処理

危険度が高く、移動困難なものは、市現地本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業対策

爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 処理計画の調整

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、運行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分調整を図り、周知する。

(イ) 立ち入りの規制

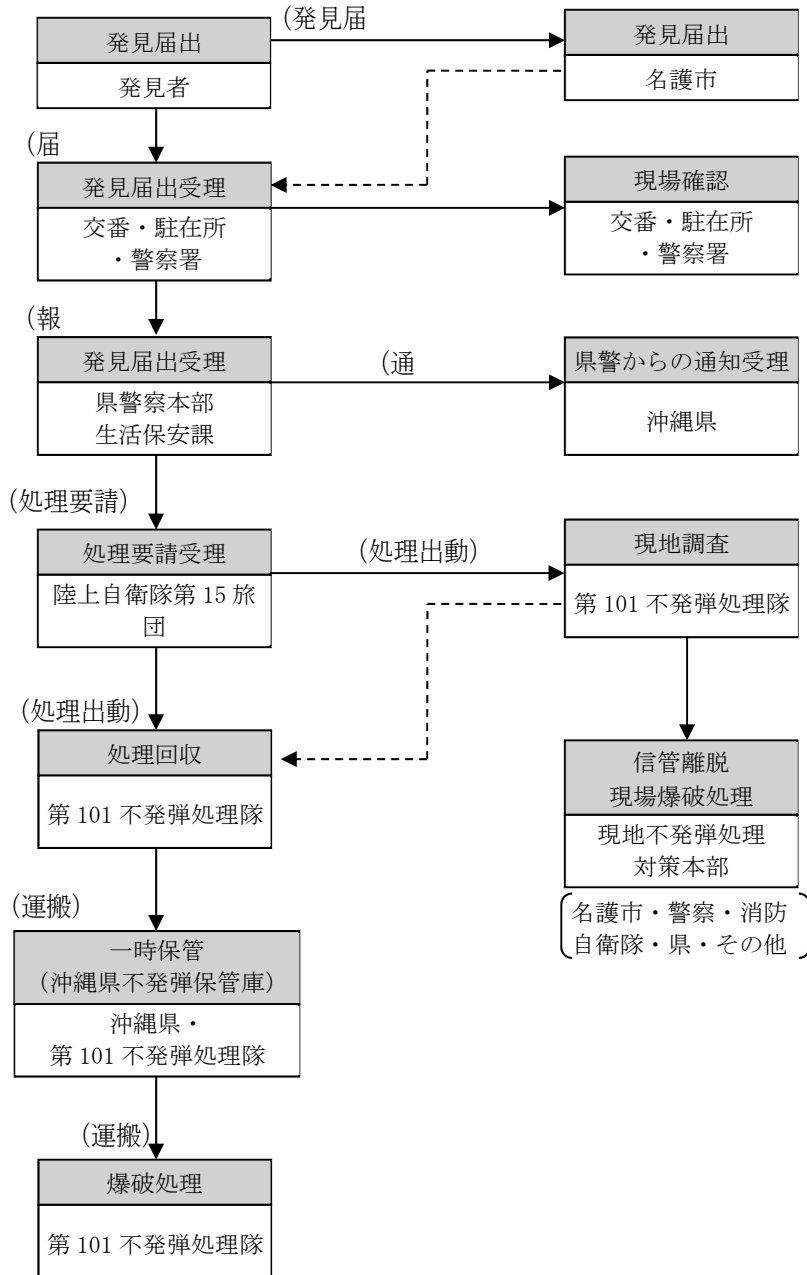
危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

(ウ) 市現地本部

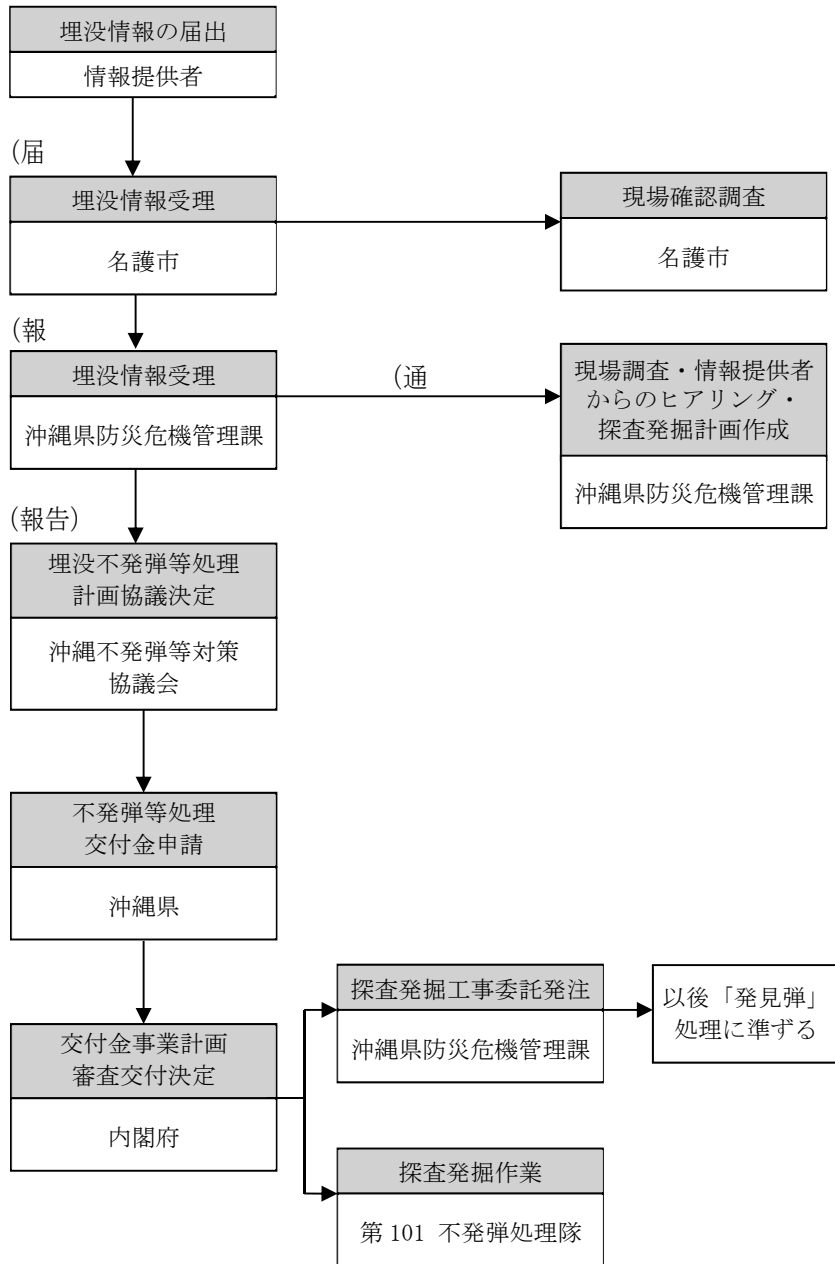
市は必要に応じ、市長を本部長とする市現地本部を設置する。



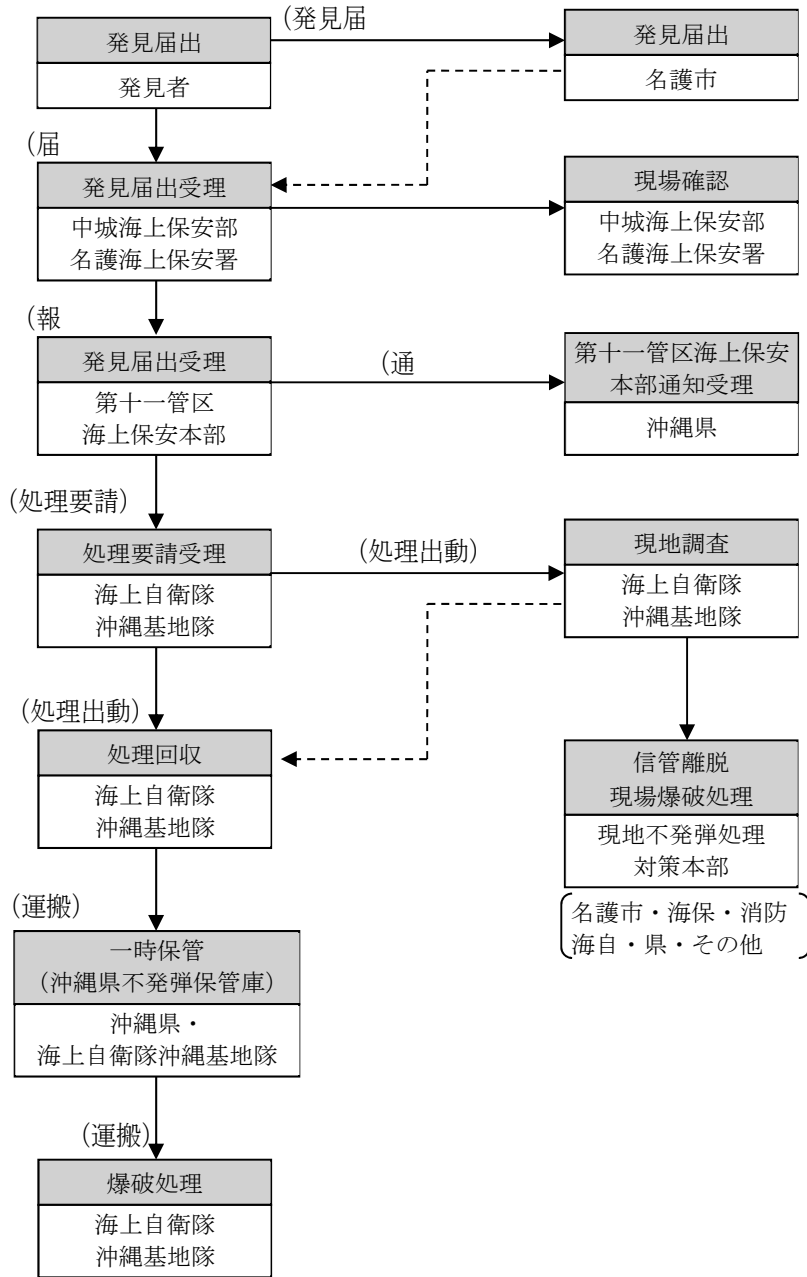
不発弾処理の流れ〔陸上部分・発見弾〕



不発弾処理の流れ〔陸上部分・埋設弾〕



不発弾処理の流れ〔海上部分〕



## 第5節 道路事故災害対策計画

本節では、道路構造物の被災又は高速自動車道等における車両の衝突等により多数の死傷者の発生といった道路事故災害について、本市及び関係機関がとるべき対策について必要な事項を定める。

| 施策の体系           | 担当           |
|-----------------|--------------|
| 第1 道路事故災害予防計画   | 警察、関係機関      |
| 第2 道路事故災害応急対策計画 | 消防本部、警察、関係機関 |
| 第3 災害復旧・復興計画    | 関係機関         |

### 第1 道路事故災害予防計画（警察、関係機関）

#### 1 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を推進する。

#### 2 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

### 第2 道路事故災害応急対策計画（消防本部、警察、関係機関）

#### 1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

##### (1) 大規模な事故が発生した場合

市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市本部設置状況等を連絡する。

##### (2) 県への連絡

市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

#### 2 応急活動及び活動体制の確立

市は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

#### 3 救助・応急、医療及び消火活動

##### (1) 初期活動の実施

市は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動を実施する。

##### (2) 応援の要請

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係

機関に応援を要請する。

(3) 必要な資材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

#### 4 道路、橋梁等の応急措置

(1) 交通の確保

道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

(2) 施設管理者への通報

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

(3) 点検の実施

道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

#### 5 その他

(1) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(2) 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

### 第3 災害復旧・復興計画（関係機関）

道路事故災害による道路施設の復旧等に関する活動等については、第2部 地震・津波編「第3編 災害復旧・復興計画」に準ずる。

## 第6節 海上災害対策計画

本節では、船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物の流出等災害の予防、各種応急対策について定める。

| 施策の体系         | 担当   |
|---------------|------|
| 第1 海上災害予防計画   | 関係機関 |
| 第2 海上災害応急対策計画 | 関係機関 |
| 第3 災害復旧・復興計画  | 関係機関 |

### 第1 海上災害予防計画（関係機関）

#### 1 災害応急対策への備え

##### (1) 情報連絡体制の整備

市、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部・名護海上保安署及び消防機関等は連携し、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制の確立を図る。

##### (2) 消防、救助体制の整備

市及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

##### (3) 油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

##### (4) 訓練等

市、沖縄総合事務局、県、中城海上保安部・名護海上保安署及び消防機関等は連携し、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材の育成に努める。

### 第2 海上災害応急対策計画（関係機関）

#### 1 市及び名護市消防本部の実施事項

港内及び港付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合は、船舶及び関係者に対し、次の措置を図る。

- (1) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- (2) 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- (3) 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油などの防除措置の実施
- (4) 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

- (5) 沿岸及び地先海面の警戒
- (6) 沿岸住民に対する避難の指示等
- (7) 消火作業及び延焼防止作業
- (8) その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- (9) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (10) 事故貯油施設の所有者などに対する海上への石油等の流出防止措置の指導
- (11) 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

## 2 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部・名護海上保安署）の実施事項

### (1) 非常体制の確立

- ア 管内を必要に応じ非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を必要に応じ設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により、被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告や出入港の制限等の措置をとる。

### (2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

- ア 海上災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

### (3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

### (4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(5) 緊急輸送

第2部地震・津波編 第2編「第17節 交通・輸送計画」の第2 緊急輸送の実施に準じて、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮する。

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要性があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施する。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずる。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるため、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

(9) 海上交通安全確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずる。

(10) 警戒区域の設定

第2部地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」の第2 警戒区域の設定に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。



- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとる。

3 その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局

救援船舶の斡旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整を行う。

(2) 陸上自衛隊

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して次の事項を行う。

- ア 遭難者の救護
- イ 沿岸住民の避難に必要な支援
- ウ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(3) 海上自衛隊

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して次の事項を行う。

- ア 被害状況の調査
- イ 遭難者の救出・救護
- ウ 死傷病者の救出・搬送
- エ 行方不明者の搜索
- オ 沿岸住民及び付近船舶の遭難に必要な支援
- カ 人員・物資の輸送等
- キ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

(4) 沖縄県

- ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- イ 応急物資の斡旋及び輸送手段の調整
- ウ 自衛隊、地方公共団体に対し応援要請、その他の応急措置
- エ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力
- オ 防除資機材及び消火資機材の整備
- カ 規模に応じ、災害対策本部等の設置
- キ 危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言

- ク 災害救助法適用に関する措置
- ケ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- コ 災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施

(5) 県警察

- ア 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
- イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
- ウ 住民の避難誘導
- エ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
- オ 交通の秩序の維持及び通信の確保
- カ 人命救助の実施
- キ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
- ク 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
- ケ 関係防災機関の活動に関する支援

(6) 事故関係機関

- ア 海上保安官署への事故発生の通報
- イ 遭難船舶乗組員の救助
- ウ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
- エ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
- オ 消火活動等消防機関への協力
- カ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
- キ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣

(7) 海上災害防止センター

- ア 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施
- イ 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
- ウ 県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言

(8) その他関係機関、団体

自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他関係機関の応急対策に協力する。

### 第3 災害復旧・復興対策（関係機関）

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関・団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずる。

## 1 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずる。

## 2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施行区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。